

授業料債権等に係る納入の告知について等を廃止する規程

(平成十六年達示第百九号)

次に掲げる規程は、廃止する。

一 授業料債権等に係る納入の告知について(昭和四十八年達示第十八号)

二 京都大学国有財産取扱規程(昭和五十三年達示第十二号)  
附則  
この規程は、平成十六年四月一日から施行する。